



# 長野県報

10月15日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第147号

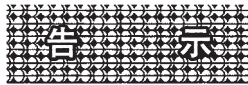
## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	2
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

### 公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	3
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....	4



森林づくり推進課

### 長野県告示第486号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡木曽町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、木曽町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 長野県告示第487号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、小川村(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小川村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、小川村(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第488号

国土交通省関東地方整備局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量(道路管理)
- 2 作業期間  
令和2年10月9日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域  
長野市、大町市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、東筑摩郡生坂村、上高井郡小布施町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第489号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
令和2年10月12日から令和2年11月27日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

長野県告示第490号

佐久市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量(佐久市都市計画基本図整備)
- 2 作業期間  
令和2年5月22日から令和2年9月25日まで
- 3 作業地域  
佐久市

建設政策課

長野県告示第491号

安曇野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量  
写真地図(レベル1,000)
- 2 作業期間  
令和2年4月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域  
安曇野市地番図整備範囲

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月15日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下条米川飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村富田13957番の1地先から 下伊那郡喬木村富田12633番の1地先まで	旧	4.9~16.5 m	1.1000 km
同 上	新	4.9~16.5	1.1000
		6.6~29.6	1.3370

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 粟野御供線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町富草6505番の1地先から 下伊那郡阿南町富草6524番の1地先まで	旧	5.3~11.6 m	0.0318 km
同 上	新	5.3~11.6	0.0318
		4.1~9.6	0.0284

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大島阿島線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡喬木村5540番の15地先から 下伊那郡喬木村5492番地先まで	旧	2.9~20.2	0.2233
同 上	新	2.9~20.2	0.2233
		2.5~21.9	0.5220

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

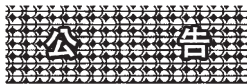
その関係図面は、告示の日から令和2年11月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月15日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1(1) 路線名 粟野御供線
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡阿南町富草6505番の1地先から  
下伊那郡阿南町富草6524番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和2年10月15日
- 2(1) 路線名 大島阿島線
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡喬木村5540番の15地先から  
下伊那郡喬木村5492番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和2年10月15日

道路管理課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 都市計画の種類  
伊那都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び伊那市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年10月15日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 許可番号  
令和2年9月28日 長野県指令30都第36-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡御代田町大字塩野字廣島272-1、272-2、275、275-1、277、277-1、280、292-1、293-1、字塩野山375-723
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区恵比寿4-17-3  
株式会社ひらまつ 代表取締役社長 遠藤 久

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年10月15日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 許可番号  
令和2年4月23日 長野県上田建設事務所指令元上建第101-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東御市加沢字風吹425-3、428-1、429-1、429-2、429-2の先、430-1、430-2、430-2の先、435-4、435-7、436-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北佐久郡立科町大字宇山621  
株式会社塩沢産業 代表取締役 山口 英俊

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年10月15日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩 一

- 1 許可番号  
令和2年6月22日 長野県指令2都第30-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1765-37
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岡谷市川岸上4-12-51  
社会福祉法人つるみね福祉会 理事長 浜 万亀彦

都市・まちづくり課